

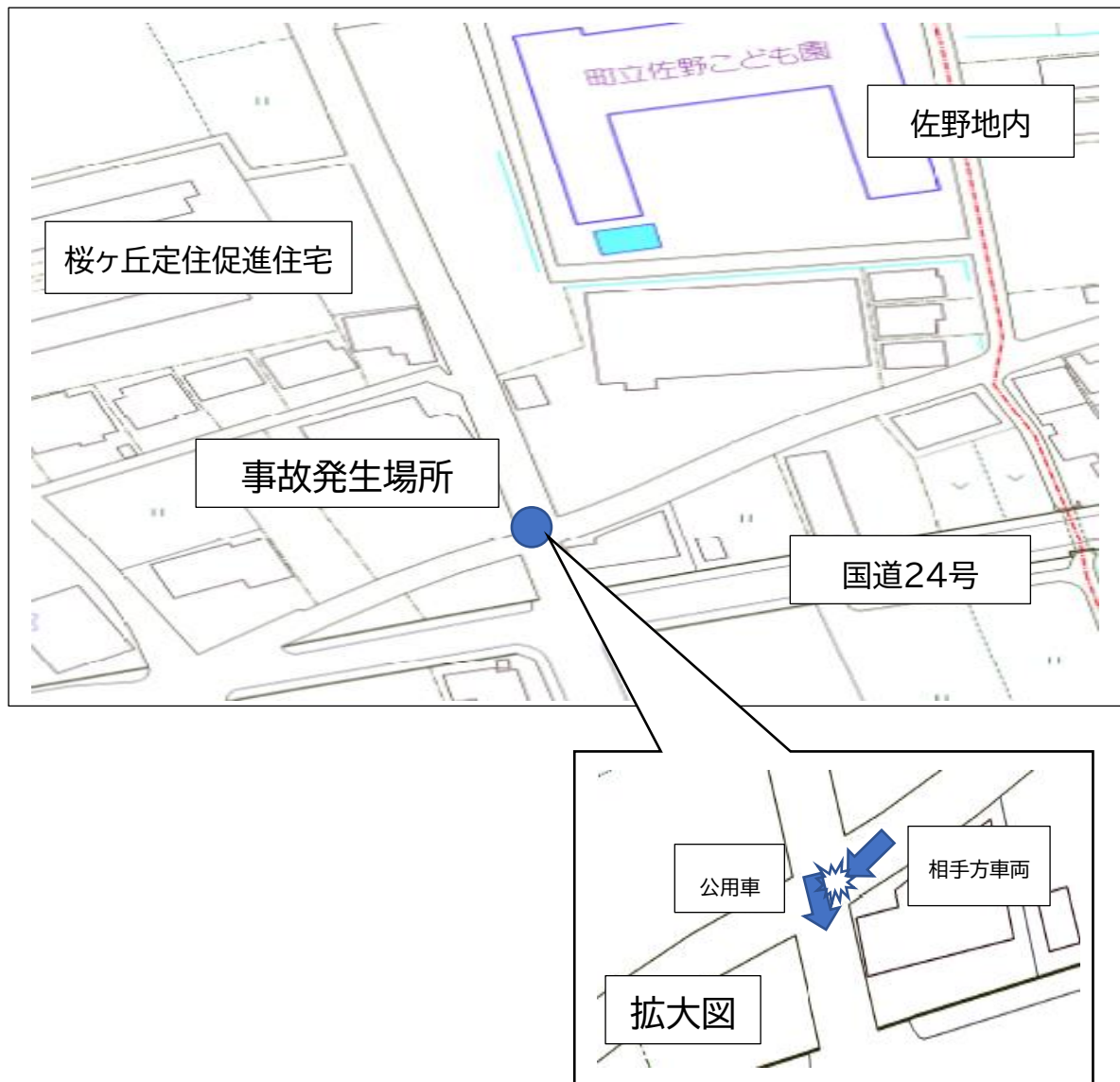
(令和8年第2回定例会7月会議)

参考資料（議案関係）

(令和 8 年第 2 回定例会 7 月会議)

【報告第 7 号 参考資料】

○位置図



○事故による責任割合

かつらぎ町 20%

相手方 80%

○損害賠償の内訳

物損修繕費 90,000円 (450,000円×20%)

(令和8年第2回定例会 7月会議)

【報告第8号 参考資料】

位置図

○事故による責任割合

かつらぎ町	100%
相手方	0%

○損害賠償の内訳

【物損事故】

車両代等	1,526,145円
------	------------

【人身事故】

治療費	21,980円
-----	---------

《合 計》 1,548,125円

事故発生箇所

町道四邑2号線

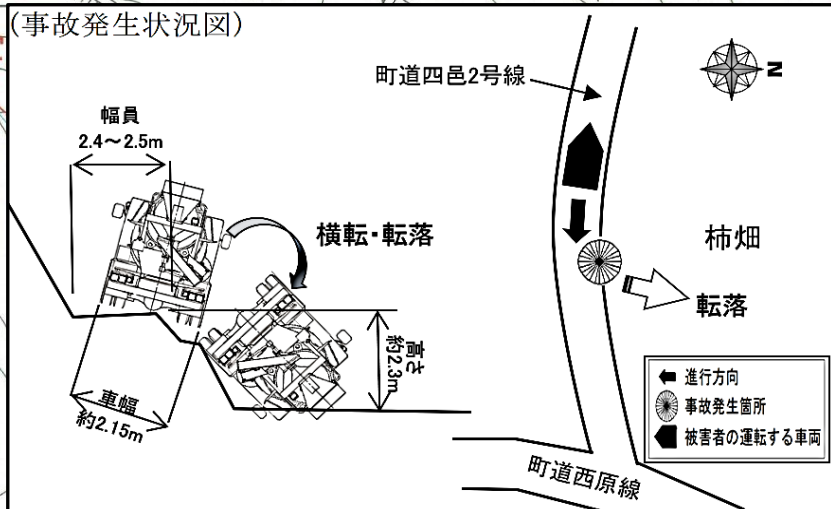
町道四邑3号線

←町道西原線

←国道480号

八王子神社

(事故発生状況図)



事故直後の写真



議案参考資料

(令和8年第2回定例会7月会議)

担当課(室)係

総務課 人事行政係

1. 議案名

議案第62号 かつらぎ町監査委員の選任について

2. 背景・経過

令和4年8月2日に任命された森下悦男委員が、令和8年8月1日に任期満了となり、新たに選任するものです。

3. 趣旨・目的

地方自治法第195条の規定による監査委員のうち、森下悦男委員が本年8月1日に任期満了となり、新たに委員を選任するため、同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和8年8月2日～令和12年8月1日（4年間）

4. 概要

①目的

町において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、町の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

②定数

委員の定数は2人

③委員となりうる者の資格要件

委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者

④委員となることができない者

普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

(令和 8 年第 2 回定例会 7 月会議)

【議案第 6 2 号 参考資料】

かつらぎ町監査委員候補者略歴

氏 名 溝北 好一 (みぞきた こういち)

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和8年第2回定例会7月会議)

担当課(室)係

総務課 人事行政係

1. 議案名

議案第63号 かつらぎ町監査委員の選任について

2. 背景・経過

令和6年8月1日に任命された溝北好一委員が、令和8年7月26日に任期満了となり、新たに選任するものです。

3. 趣旨・目的

地方自治法第195条の規定による監査委員のうち、溝北好一委員が本年7月26日に任期満了となり、新たに委員を選任するため、同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和8年7月31日～令和12年7月26日（議員の任期による）

4. 概要

①目的

町において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、町の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

②定数

委員の定数は2人

③委員となりうる者の資格要件

議員のうちから選任する。

④委員となることができない者

普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。